

新潟市家畜防疫推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）2条1項及び4条で定められる監視伝染病において、ワクチネーションプログラムを推進することにより、畜産経営の安定に資する家畜防疫事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 この補助金の対象となるものは、新潟市に住所を有し、市内で家畜（牛又は豚）を飼養する者（以下、「農業者」という。）であって、市税を滞納していない者とする。

（実施基準）

第3条 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

（補助金申請及び実績の報告）

第4条 農業者は、補助金交付申請書及び事業実績報告書（別記様式1号）に家畜防疫推進事業実績書（別記様式2号または別記様式2号の2）を添えて、市長に提出するものとする。

2 農業者で組織する団体に交付申請手続き及び補助金の受領を委任する場合は、委任していることが分かる書類のほか、団体の規約を添えて市長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日をもって失効する。

別表 新潟市家畜防疫推進事業交付基準

事業 種目	事業主体 (補助対象者)	補助内容				採択基準	添付書類
		補助対象経費	伝染病名またはワクチン名	定額補助(円/頭)※1			
				指示書対応 タイプ	獣医師接種 タイプ		
家畜伝染病 予防注射助成	農業者	【指示書対応タイプ】 獣医師の発行する指示書に基づき、農家 自らが購入または接種した家畜伝染病ワクチンのうち、右に示すものの購入経費 【獣医師接種タイプ】 獣医師から接種を受けた家畜伝染病ワクチンのうち、右に示すものの接種経費	豚日本脳炎(生ワクチン)	10	70	①ワクチンが補助内容のものであること。 ②領収書が当該年度のものであり、 実施頭数が証されること。 ③実施率が100%を超えないこと。※2 ④日本脳炎(生)、日本脳炎(不活化)、日本脳炎・パルボ ウイルス感染症の3種の実施頭数合計が繁殖豚の2倍を 超えないこと。	【補助金交付申請及び実績報告】 ・別記様式1号「補助金交付申請書及び事業実 績報告書」 ・別記様式2号「家畜防疫推進事業実績書」 ・経費の証明書類(領収書等) ・家畜購入時の領収書及び出荷時の精算書の 写し※3 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用) ※団体に委任する場合は、委任する者の納税証明書 団体に委任する場合は下記の書類も必要。 ・委任していることが分かる書類 ・団体の規約の写し(農業協同組合の場合は不要)
			豚日本脳炎(不活化ワクチン)	30	90		
			豚日本脳炎・パルボウイルス感染症 (混合生ワクチン)	80	140		
			豚丹毒(生ワクチン)	20	80		
			豚丹毒(不活化ワクチン)	40	100		
			豚マイコプラズマ病	80	140		
			豚流行性下痢(PED)	90	150		
			牛アカバネ病(生ワクチンまたは、 牛異常産3種混合不活化ワクチン)	580	640		
			牛伝染性鼻気管炎(生ワクチン)	120	180		
			牛呼吸器病(5種)混合ワクチン	390	450		
			牛呼吸器病(6種)混合ワクチン	370	430		
			牛ヘモフィルス・ソムナス感染症 (不活化ワクチン)	290	350		
			牛コロナウイルスワクチン	380	440		
			牛下痢5種混合不活性化ワクチン	440	500		
家畜伝染病 検査助成	農業者	家畜伝染病予防法に基づき、新潟県中 央家畜保健所から受けた家畜伝染病検査 のうち、右に示すものの検査経費	牛ブルセラ病	120		①検査疾病が補助内容のものであること。 ②領収書が当該年度のものであり、 実施頭数が証されること。 ③実施率が100%を超えないこと。※2	【補助金交付申請及び実績報告】 ・別記様式1号「補助金交付申請書及び事業実 績報告書」 ・別記様式2号の2「家畜防疫推進事業実績書」 ・経費の証明書類(領収書等) ・家畜購入時の領収書及び出荷時の精算書の 写し※3 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用) ※団体に委任する場合は、委任する者の納税証明書 団体に委任する場合は下記の書類も必要。 ・委任していることが分かる書類 ・団体の規約の写し(農業協同組合の場合は不要)
			牛結核	120			
			牛ヨーネ病	140			

※1 補助額は1頭当たり1回分とする
※2 100%を超える場合
・同一家畜に2回以上接種したとき又は、前回使用した薬剤を保管し接種に用いたとき→申請は認められない
・接種後、淘汰及び導入家畜へ接種したとき→申請は認められる
※3 実施率100%を超える場合のみ

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(団体にあっては所在地)
氏名
(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

補助金交付申請書及び事業実績報告書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請及び報告します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市家畜防疫推進事業費補助金（種目名を記載すること）
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法
- 5 情報の公表の内容、方法及び時期
- 6 添付書類
要綱別表のとおり

家 畜 防 疫 推 進 事 業 実 績 書

畜産農家 氏名	
------------	--

1 現在の飼育頭数

対象畜 の種類	繁殖豚	育成豚 (3-6ヶ月令)	子豚 (3ヶ月未満)	乳牛	肥育牛
頭 数					

2 実績内容

【家畜伝染病予防注射助成】

対象伝染病名または ワクチン名	指示書対応・ 獣医師接種の別 * 1	対象畜の 種類 * 2	対象畜の 飼育頭数 * 3 a	実施 頭数 b	実施率※ b / a (%)	補助 単価 c	補助金交付申請額 d = b × c
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
	指示書・獣医師						
合 計 額							

* 1 : いずれかに○印をつける
* 2 : 「対象畜の種類」には、豚の場合、繁殖豚、育成豚、子豚の別を、また牛の場合、乳用、肉用の別を記入する
* 3 : 育成豚と子豚にあっては（育成豚数＋子豚）× 2 の数を記入する。

※100%を超える場合
添付書類
家畜購入時の領収書及び出荷時の精算書の写し

家 畜 防 疫 推 進 事 業 実 績 書

畜産農家 氏名	
------------	--

1 現在の飼育頭数

対象畜 の種類	乳牛	肥育牛
頭 数		

2 実績内容

【家畜伝染病検査助成】

対象伝染病名	対象畜の種類＊1	対象畜の 飼育頭数 a	実施 頭数 b	実施率※ b / a (%)	補助単価 c	補助金交付申請額 d = b × c
牛ブルセラ病					120	
牛結核					120	
牛ヨーネ病					140	
合 計 額						

＊1：「対象畜の種類」には、乳用、肉用の別を記入する

※100%を超える場合
添付書類
家畜購入時の領収書及び出荷時の精算書の写し